厚生委員会資料 平成30年2月26日 福祉部高齢者地域支援課

第26号議案

品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

品川区立高齢者住宅条例に規定する高齢者住宅のうち、カガミハイツの 所有者との賃貸借契約を平成30年6月1日付で締結予定であることに伴い、 賃貸借料と連動する使用料の額を改める。

2. 改正の内容

高齢者住宅(借上型)の条例上の使用料については、建物所有者との賃貸借契約の月額を提供戸数で割り返した額によって決定している。

今回、賃貸借料の引き下げを行い契約する予定であるため、使用料を引き下げる。

【現 行】6万7千円

【改正後】6万4千円

別紙「新旧対照表」のとおり

3. 施行期日

平成30年6月1日

○品川区立高齢者住宅条例

0 117 11									
新					旧				
品川区立高齢者住宅条例					品川区立高齢者住宅条例				
			平成3年3月12	2日				平成3年3月12	
			条例第4	号				条例第4-	
改正	平成4年10月19日条	例第39号	平成4年12月15日条例第47号		改正	平成4年10月19日条	€例第39号	平成4年12月15日条例第47号	
	平成5年10月20日条	例第32号	平成6年3月30日条例第14号			平成5年10月20日条	€例第32号	平成6年3月30日条例第14号	
	平成7年12月14日条	例第30号	平成11年7月12日条例第21号			平成7年12月14日条	例第30号	平成11年7月12日条例第21号	
	平成12年3月28日条	例第26号	平成12年7月14日条例第39号			平成12年3月28日条	例第26号	平成12年7月14日条例第39号	
	平成17年10月24日条	例第28号	平成24年7月9日条例第36号			平成17年10月24日条	€例第28号	平成24年7月9日条例第36号	
	平成26年7月11日条	例第27号	平成28年3月24日条例第23号			平成26年7月11日条	例第27号	平成28年3月24日条例第23号	
(設置))				(設置)				
第1条	~現行通り			第 1	.条 ~	~省略~			
別表第2	(第6条関係)			別表	長第 2	(第6条関係)			
	名称		使用料 (月額)			名称		使用料(月額)	
八潮	わかくさ荘		85,000円		八潮ネ	つかくさ荘		85,000円	
東品	川わかくさ荘		85,000円		東品丿	川わかくさ荘		85,000円	
大井力	倉田わかくさ荘		70,000円		大井倉	全田わかくさ荘		70,000円	

名称	[使	[用料(月額)
八潮わかくさ荘		85,000円
東品川わかくさ荘		85,000円
大井倉田わかくさ荘		70,000円
カガミハイツ		<u>64,000</u> 円
パレスガル		72,000円
メゾン琴秋		70,000円
グレースマンション		70,000円
アツミマンション		72,000円
バンブーガーデン		75,000円
オーク中延		75,000円
	2人世帯向け	100,000円

本表…追加〔平成6年条例14号〕、一部改正〔平成7年条例30号・ 11年21号・12年26号・24年36号・26年27号・28年23号〕 カガミハイツ 67,000円 パレスガル 72,000円 メゾン琴秋 70,000円 グレースマンション 70,000円 アツミマンション 75,000円 バンブーガーデン 75,000円 オーク中延 75,000円 2人世帯向け 100,000円 本表…追加〔平成6年条例14号〕、一部改正〔平成7年条例30号・

11年21号・12年26号・24年36号・26年27号・28年23号]

^{1.} この条例は、平成30年6月1日から施行する。